

1. 議事日程（令和8年第1回北広島町議会臨時会）

令和8年1月30日
午前10時開会
於 議 場

- | | | |
|------|-------|--|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第2 | | 会期の決定について |
| 日程第3 | 報告第1号 | 専決処分の報告について
(町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて) |
| 日程第4 | 報告第2号 | 専決処分の報告について
(町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて) |
| 日程第5 | 承認第1号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和7年度北広島町一般会計補正予算(第4号)) |
| 日程第6 | 承認第2号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和7年度北広島町一般会計補正予算(第5号)) |
| 日程第7 | 議案第1号 | 北広島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第2号 | 令和7年度北広島町一般会計補正予算(第6号) |
| 日程第9 | 発議第1号 | 非核三原則の堅持を求める意見書の提出について |

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 亀岡純一	2番 宮本裕之	3番 坂本伸次
4番 石坪隆雄	5番 佐々木正之	6番 伊藤淳
7番 中村忍	8番 沼田真路	9番 伊藤立真
10番 泉田暁彦	11番 敷本弘美	12番 湊俊文

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	箕野博司	副町長	畑田正法	教育長	増田隆
芸北支所長	村竹明治	大朝支所長	矢部芳彦	豊平支所長	熊谷忠明
総務課長	中川克也	財政政策課長	国吉孝治	町民保健課長	迫井一深
こども家庭課長	芥川智成	環境生活課長	出廣美穂	農林課長	宮地弥樹
商工観光課長	大本賢一郎	建設課長	藤井尚志	教育課長	植田伸二

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江

議会事務局主任 大内由美子

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。国政選挙が実施されておりますが、今年も議会運営において議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。本会議における提案説明や質疑、答弁を行う際はマイクを立ててからはっきりと発言するように努めてください。また質疑、答弁は要点のみ簡潔に行ってください。なお、採決では全て起立を求めますので、あらかじめお願いをしておきます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第1回北広島町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（湊俊文） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、佐々木議員、6番、伊藤淳議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（湊俊文） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、1月30日本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 報告第1号 専決処分の報告について

日程第4 報告第2号 専決処分の報告について

○議長（湊俊文） 日程第3、報告第1号、専決処分の報告について及び日程第4、報告第2号、

専決処分 of 報告についてを一括議題とします。2件について報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは報告第1号から報告第2号につきまして、一括して概要を説明します。議案集の4ページから6ページをお願いします。報告第1号及び報告第2号、専決処分 of 報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。以上、詳細につきましては各担当から説明します。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） 報告第1号、専決処分 of 報告について、建設課からご説明申し上げます。議案集4ページ、5ページをお願いいたします。地方自治法第180条第1項の規定により、議案集5ページ、専決処分第10号のとおり、農道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和7年12月15日専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。内容について説明いたします。1、相手方の住所及び氏名は記載のとおりです。2、事故の概要は、令和7年10月24日午前7時40分頃、溝口字松ヶ埜10101番12付近、農道畑ヶ谷溝口線を走行中、道路陥没箇所を通過したことにより右側前輪タイヤを損壊したものです。3、和解内容は、（1）町は相手方に対し、損害賠償として5600円の支払い義務があることを認め、これを支払う。（2）町及び相手方は、今後一切本件請求原因事項に関して何ら債権債務を有しないことを確認する。以上2点でございます。4、損害賠償額は5600円で、内訳は、タイヤ交換費総額1万4000円の4割でございます。続きまして、報告第2号、専決処分 of 報告についてご説明申し上げます。議案集6ページ、7ページをお願いします。地方自治法第180条第1項の規定により、議案集7ページ、専決処分第11号のとおり、農道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和7年12月16日専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。内容について説明いたします。1、相手方の住所及び氏名は記載のとおりです。2、事故の概要は、令和7年10月20日午後11時30分頃、戸谷字鍛原13415番8付近、農道溝口戸谷線を走行中、道路陥没箇所を通過したことにより右側前後輪タイヤを損壊したものです。3、和解内容は、（1）町は相手方に対し、損害賠償として13万7932円の支払い義務があることを認め、これを支払う。（2）町及び相手方は、今後一切本件請求原因事項に関して、何ら債権債務を有しないことを確認する。以上2点でございます。4、損害賠償額は13万7932円で、内訳は、タイヤ交換費総額22万9886円の6割でございます。以上で報告を終わります。

○議長（湊俊文） 以上2件について、これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで報告第1号、専決処分 of 報告について及び報告第2号、専決処分 of 報告について、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 承認第1号 専決処分 of 承認を求めることについて

○議長（湊俊文） 日程第5、承認第1号、専決処分 of 承認を求めることについてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

- 町長（箕野博司） それでは議案集の８ページをお願いします。承認第１号、専決処分の承認を
求めることについて。令和７年度北広島町一般会計補正予算第４号につきまして、地方自治法
第１７９条第１項の規定により専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、町議会の
承認を求めるものです。詳細につきましては担当から説明いたします。
- 議長（湊俊文） 財政政策課長。
- 財政政策課長（国吉孝治） 承認第１号、専決処分の承認を求めることにつきまして、財政政策
課からご説明申し上げます。承認第１号、専決処分第１２号、令和７年度北広島町一般会計補
正予算第４号でございます。本補正予算は、令和７年度国の補正予算第１号を受け、物価高の
影響が長期化し、特にその影響を受けている子育て世帯を力強く支援し、子どもたちの健やか
な成長を応援するための施策である物価高対応子育て応援手当事業を早急に実施するため、令
和７年度北広島町一般会計補正予算第４号として予算編成を行い、令和７年１２月２３日付で
専決処分したものでございます。令和７年度予算書、一般会計予算補正第４号、２ページをお
願いいたします。今回の補正におきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
４１９３万５０００円を追加し、予算の総額を１６４億６５９３万５０００円としたものでご
ざいます。歳入歳出補正予算事項別明細書、予算書８ページ、９ページをお願いいたします。
歳出でございますが、３款民生費、２項児童福祉費、２目児童措置費、物価高対応子育て応援
手当事業４１９３万５０００円を追加し、その財源として予算書６ページ、７ページになりま
すが、歳入１５款国庫支出金、２項国庫補助金、２目民生費国庫補助金、物価高対応子育て應
援手当支給事業費補助金４１３８万円、物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金５５万５
０００円を追加し、予算充当するものでございます。以上で承認第１号、専決処分の承認を求
めることについての説明を終わります。ご承認のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。
- 議長（湊俊文） 以上で提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありま
せんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討
論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより承認第１
号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。本件について承認することに賛成の
方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、承認第１号、専決処分の承認を求めることにつ
いては、承認することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第６ 承認第２号 専決処分の承認を求めることについて

- 議長（湊俊文） 日程第６、承認第２号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。  
本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは議案集の１０ページをお願いします。承認第２号、専決処分の承認  
を求めることについて。令和７年度北広島町一般会計補正予算第５号につきまして、地方自治  
法第１７９条第１項の規定により専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、町議会  
の承認を求めるものです。詳細につきましては担当から説明します。
- 議長（湊俊文） 財政政策課長。

- 財政政策課長（国吉孝治） 承認第2号、専決処分の承認を求めることにつきまして財政政策課からご説明申し上げます。承認第2号、専決処分第1号、令和7年度北広島町一般会計補正予算第5号でございます。本補正予算は、令和8年1月27日公示、2月8日に選挙が実施される衆議院議員総選挙の執行に係る費用を計上するため、令和7年度一般会計補正予算第5号として編成を行い、令和8年1月20日付で専決処分をしたものでございます。令和7年度一般会計補正第5号、2ページをお願いいたします。今回の補正におきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2560万円を追加し、予算の総額を164億9153万5000円としたものでございます。歳入歳出補正予算事項別明細書、予算書8ページ、9ページをお願いいたします。歳出でございますが、2款総務費、4項選挙費、5目衆議院議員選挙費、衆議院議員選挙事業2560万円を追加し、財源としまして、予算書6ページ、7ページでございますが、歳入16款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、衆議院議員選挙費委託金2560万円を追加し、予算充当するものでございます。以上で承認第2号、専決処分の承認を求めることにつきましての説明を終わらせていただきます。ご承認のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。
- 議長（湊俊文） 以上で提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。本件について承認することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、承認第2号、専決処分の承認を求めることについては承認することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第1号 北広島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第7、議案第1号、北広島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは議案集の12ページをお願いいたします。議案第1号、北広島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例について説明します。本案は、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部改正に伴い、関係条例の一部改正について町議会に提案するものです。詳細につきましては担当から説明します。
- 議長（湊俊文） 環境生活課長。
- 環境生活課長（出廣美穂） 議案第1号、北広島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例について環境生活課からご説明申し上げます。議案集は12ページから14ページをご覧ください。本案は、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律に伴い、下請等の用語の見直しにより本条例を改正するものでございます。この法律は、製造委託などの下請取引の公正化と下請事業者の利益保護のためのものですが、事業者間における価格転嫁の取引の適正を図るために今般改正されました。その中で、下請という用語について発注者と受注者が対等な関係ではないという指摘等を背景に見直しが行われまし

た。この見直しに基づき、用語を使用している条例2本を一部改正するものです。第1条では、北広島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例中の「下請け」を「受託取引」に、第2条では、北広島町開発行為の適正化に関する条例中の「下請人」を「中小受託事業者」に改正いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） これで提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第1号、北広島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第1号、北広島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第2号 令和7年度北広島町一般会計補正予算（第6号）

○議長（湊俊文） 日程第8、議案第2号、令和7年度北広島町一般会計補正予算第6号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは令和7年度補正予算の概要につきまして説明します。令和7年度補正予算書をご覧ください。議案第2号、令和7年度北広島町一般会計補正予算第6号です。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億7846万5000円を追加し、予算の総額を169億7000万円とするものです。今回の予算補正は、国の補正予算第1号による経済対策事業である物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業の実施や水道広域化事業における計画変更への対応などの補正を行っております。なお、繰越明許費補正は第2表に追加2事業、変更1事業を、地方債補正は、第3表に目的別に計上しております。詳細につきましては担当から説明します。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 議案第2号、令和7年度北広島町一般会計補正予算第6号につきまして財政政策課からご説明申し上げます。資料の令和7年度1月補正予算の概要をお願いいたします。今回の補正予算は、国の補正予算第1号による経済対策事業のほか、新たに緊急性、必要性の認められる事業として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した各種事業の実施や水道広域化事業における計画変更への対応など、一般会計において4億7846万5000円の増額補正を行い、補正後の予算額は169億7000万円となります。資料の下段、Ⅱ、予算編成状況に当初予算からの補正の状況を掲載しております。それでは内容についてご説明申し上げます。次ページのⅢ、1月補正予算主要施策等一覧表をお願いいたします。今回の補正予算における事業を第2次北広島町長期総合計画改訂版の施策分野に沿って掲載し、さらにその他として、国の補正予算第1号、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施する事業を掲載しております。右端には、予算書計上のページを記載しておりますので、併せてご覧いただければと思います。施策分野Ⅰ、活力ある産業の創造と成長では、国の補正予算第1号に係る事業として実施する多面的機能支払事業における多面的機能支払交付金

960万円の追加を、施策分野Ⅱ、にぎわいと活気に満ちたまちづくりでは、6月議会一般会計予算補正第1号で議決いただきました観光振興対策事業における伝統芸能活性化事業委託料286万円の追加を、施策分野Ⅴ 住民のための行財政運営では、水道事業において、国の補正予算第1号により、広島県水道広域連合企業団が実施する事業に係る負担金3億6496万2000円の追加を、さらにその他国の補正予算第1号の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施する事業としまして、新エネルギー等普及啓発事業における省エネ家電設置委託料、補助金2500万円、保健衛生管理事業における医療施設食材費等高騰対策支援金972万円、農業振興事業における農家の負担軽減に向けた支援事業補助金3500万円、商工振興対策事業における地域商品券事務委託料2500万円、学校給食事業における学校給食費負担軽減対策257万5000円の追加を予算計上しております。なお、一覧表中に資料番号を記載しております事業は、事業目的、事業概要などを記載した説明資料を添付しておりますので、併せてご覧いただければと思います。次に補正予算書、歳入歳出補正予算事項別明細書10ページ、11ページをお願いいたします。今回の補正予算における財源としまして、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金9145万円、16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、原油価格・物価高騰に係る社会福祉事業者支援補助金100万円、同じく4目農林水産業費県補助金、防災・減災地域共同活動支払交付金720万円、18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、企業版ふるさと寄附金286万円、19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、財政調整基金繰入金1105万5000円。続いて12ページ、13ページになります。22款町債、1項町債、7目公営企業債、水道事業出資債3億6490万円を追加計上するものでございます。次に第2表をお願いいたします。繰越明許費補正でございまして、6款農林水産業費、1項農業費、農業振興事業、7款商工費、1項商工費、商工振興対策事業の2事業につきまして、新たに令和8年度への繰越しを追加し、2款総務費、1項総務管理費、新エネルギー等普及啓発事業について、既決の繰越明許費の金額を変更するものでございます。次に、補正予算書の第3表をお願いいたします。地方債補正を目的別に計上しております。水道事業債、一般会計出資債の追加により、補正後の借入限度額を総額で15億3350万円とするもので、補正前より3億6490万円の増額となります。以上で財政政策課からの説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしくをお願いいたします。

- 議長（湊俊文） 以上で提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。3番、坂本議員。
- 3番（坂本伸次） 3番、坂本です。予算書の17ページ、7款商工費、1項商工費の2目商工振興費の商工振興対策事業でございまして、ここで地域商品券事務委託料として2500万円計上されております。恐らく物価高騰対策としての地域商品券事業ということだと思います。この事業の概要についてまずお聞きします。
- 議長（湊俊文） 商工観光課長。
- 商工観光課長（大本賢一郎） 商工観光課よりお答えいたします。今回の地域商品券事業の概要、目的でございましてけれども、一つには町民生活の支援ということがあろうかと思っております。加えて町内小売店及び飲食店等における消費喚起、そして、ひいては地域経済の活性化、この3つが今回の商品券事業の目的になるかと思っております。ということで住民一人それぞれに対してこの地域商品券を配布して、こういった成果につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（湊俊文） 坂本議員。

○3番（坂本伸次） 1人商品券、幾らを想定されておりますか。今、金額は言われなかったと思うんですけど。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 現在調整中ではございますが、今、検討内容としましては1人1万円の商品券を配布ということで今検討を進めているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 坂本議員。

○3番（坂本伸次） ここも事務委託料2500万円計上されておるわけですが、これの内容と、あと今後の事業スケジュールですよね。これについて説明をお願いします。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） まずは事業費に関しましてですけども、先ほど申し上げました目的を達成するためには、町の商工会と密に連携をし事業を進めていくことが最善の策であるというふうに考えております。しかしながら限られたスケジュール、時間の中、限られた人的リソースの中で、全ての事務・業務を商工会のほうにやっていただくというのも非常に難しいところがあるかと思えます。商工会の強みである機動力であったり、各事業者とのパイプというところが生かせる部分について委託をしていきたいというふうに考えております。それから事業スケジュールにつきましても、国が示しておりますようにできる限り早く町民の方の手元ということで今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。4番、石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 先ほどの関連になりますけども、事務委託料の具体的な内容、そして商工会へというところを言われましたけども、その他の事業所へ委託をするものがあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 詳細につきましては、今後調整ということになってこようかと思えますけども、業務として想定しておりますのは、この商品券の発送、換金、それに伴う事務作業であったり店舗の開拓、町内の店舗の開拓、あるいは店舗を登録していただくための業務であり、あるいは町民の方にお配りする商品券を作成するための経費というものがかかってこようかというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） それでは商工会以外で委託をするものがもしあれば町内で委託をするのか、それも含めてお願いしたいと思います。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） その点につきましても今後の調整ということになるかと思えますけども、商工会への委託、あるいは、ものによっては町のほうが直接発注したほうがよいものもあるかと思えます。あるいは一部の事務については全国的にノウハウあるいは実績のある町外事業者ということも視野に入れて検討していく必要があるかというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 9番、伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 9番、伊藤立真です。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうちの農

家の負担軽減に向けた支援事業なんですけども、この目的と事業概要お聞かせいただけますか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） この農家の負担軽減に向けた支援事業でございますけども、これは町内水稲農家の水稲作付が1ヘクタール以上作付している農家への令和7年度に購入いたしました肥料費、農薬費の10%、上限40万円を支援するものでございます。この背景といたしましては、本年度は米価の買取価格が値上がりしとる状況と言えますけども、肥料費及び農薬の価格は上昇している状況でございます。このことは農業者の経営に大きな影響を与える状況ではあります。特に農産物の生育に則します肥料でありますとか、病害虫から農作物を守る農薬の使用につきましては安定した農作物を生産するためには特に必要な農業資材というふうに考えております。このため多くの農地の面積を有します本町の農地を保全するためには、やはり水稲の栽培が必要不可欠な状況でございます。こういった中で、今回の支援策を行いまして、大型水稲栽培農家におけます支援を行いまして経営の安定化を図り、水稲栽培農家の減少を抑制していきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 大体目的等々は承知しました。この中で、水稲作付1ヘクタール以上にしたという基準と上限40万円で切っておりますけど、この辺の根拠なり考え方がどういうふうなものなのか、ちょっとご説明いただければと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 先ほど答弁いたしましたように、本町の農地を保全していくためにやはり水稲の栽培が必要不可欠な状況というふうには考えております。しかしながら、本補正予算の同様な支援事業を全ての水稲栽培農家に行いますと、かなり多額な補正予算額が必要となるというふうな状況でございます。こういった中で限られた予算額を有効活用するために、一定程度の規模の水稲を経営しています栽培農家の支援ということで、一応1ヘクタール以上、そこを定めさせてもらったところでございます。合わせて上限につきましても40万円、これを定めたとところでございます。こういった支援策を通じまして、先ほど言いましたけども、水稲農家の減少を抑えることによりまして、農地の保全を図っていきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 大体考え方は理解できました。これ先ほどの説明で繰越明許、繰越しになってますよね。来年度ということで、事業実施のスケジュールについてご説明いただければと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 肥料・農薬の購入費の10%というふうにしておりますけども、この算出方法につきましては、令和7年度の確定申告書におけます肥料費、農薬費の合計で判断基準にしていきたいというふうに思っております。この関係で、やはり確定申告が3月の中旬までかかるということになっておりますので、一応申請受付を4月上旬からというふうに見込んでおるところでございます。こういった関係で4月上旬から申請受付をいたしまして、早ければ6月上旬には交付していきたいということがありますので、こういった関係で繰越予算の計上をさせてもらったところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 6番、伊藤淳議員。

○6番（伊藤淳） 6番、伊藤淳です。幾つかありますのでゆっくり言っていきます。まず、商品券事業に関してです。商品券にした理由をお聞きします。加えて、使えるお店等は以前ユートなどで利用できたお店なのかどうか、その点をお聞きします。次が省エネ家電設置補助事業です。内容は2年前に行われた1年のみで事業が終わったメニューに近いものなのかどうか。加えて、その際課題があったものとして、人気のないメニューの予算が全部使われず、人気があって予算がすぐになくなって、補助の期限に間に合わなかったというメニューがあったんですけども、そういった人気のあるメニューにそういった予算が移動できるようなものなのかどうか。移動できるように予算が執行できるのかどうかをお聞きします。加えて事務委託先はどちらになるのかどうか。最後が伝統芸能活性化事業です。286万円の計上で、こちらの財源はどのようになっているのかどうか。加えて、この286万円を計上した内訳ですね、なぜ費用が増加したのか、費用増加における背景とともに説明を願います。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） まずは物価高騰対策商品券事業について、商工観光課からご説明申し上げます。まず、議員のほうからありました地域商品券とした理由につきましては、繰り返しになりますけども、先ほど、目的として申し上げました町民生活の支援に加えて地域の活性化、地域経済の活性化であったり、町内小売店及び飲食店等における消費喚起、こういったところもあわせて進めてまいりたいというところから地域商品券での展開ということとさせていただきます。それから使用できる店舗についてですけども、こちらにつきましては、これから店舗の開拓であったり登録等というところを商工会と連携しながら進めていく分野になろうかというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 省エネ家電設置補助につきまして環境生活課からお答えいたします。省エネ家電のメニューにつきましては、議員のご指摘のとおり、令和5年度に省エネ機器買換え等補助金というものを国の電気ガス・物価高騰中小企業支援緊急対策事業を活用して行いました。そのときのメニューというものが約8件ありました。合計として予算規模として4500万円相当の補助のほう執行しております。今回につきましては補助のほうがその約半額という、2300万円の補助を設定しておりますので、メニューのほうを主にそのとき人気のあった高効率空調、いわゆるエアコンです。それと高効率給湯器、今のところは2点に絞っていきたくて考えております。しかしながら高効率給湯器につきましては国の補助も同様の補助もありますので、ちょっとそちらのほう勘案しながらメニューのほうは今後精査していきたいと、詳細については精査していきたいと考えております。それでメニュー間同士の融通というのは利けるものと検討しております。それから事務委託のほうですけども、チラシの作成とか申請受付、書類の確認等の事務の一部を外部に委託したいなというふうに検討しております。委託先については地域エネルギー会社のほうをどうかなというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） それではもう1点、伝統芸能活性化事業に伴う補正に関するご質問ということでご説明申し上げます。まずは、このたびの増額補正要求をさせていただいている286万円に対する財源内訳、財源措置についてでございますけれども、企業版ふるさと納税を全額充当し、このたびの補正に対応していきたいというふうに考えております。それから

この増額となる286万円の内訳、詳細ということでありませうけれども、主立ったところで申しますと、やはり一番大きく増額となった部分でいいますと、渡航費、いわゆる航空運賃であったりということが上がっております。加えて持込みの荷物に関する費用というのも非常に上がっているというところがございます。それに対しまして行程の見直しであるとか、事前に輸送することとしていたものを団員が手分けをして持ち込むというようなことで削減を図りつつ、事業費を精査したところ286万円の増額ということで、このたび要求をさせていただいておるものがございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○6番（伊藤淳） では、省エネ家電設置補助事業に関して、2年前人気あったものが冷蔵庫があったんですけども、これは今回考えられないのかどうか。先ほど説明ありましたようにエコキュート、国の補助事業もありますので、この設置補助金が2300万の中でいくと、まだほかのメニューも加えられるのではないかとこのところでお聞きいたします。先ほどちょっと聞こえなかったんですけども、人気がないメニューの予算、人気のあるメニューに変えられるのかというので、ちょっともう一度答えていただけたらと思います。ウズベキスタンの伝統芸能活性化事業のほうです。企業版ふるさと納税で対応ということですけども、もともと企業版ふるさと納税で対応する多額の部分がありますので、そこがクリアできているのかどうかをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 冷蔵庫につきましては、前回の令和5年度の省エネ家電のほうのところにも含まれております。今回もまだ詰めてはおりませんが、検討には上がっております。しかし予算のちょっと状況とかいうところを鑑みながら詰めてまいりたいと思っております。人気のないメニューというのは、今回につきましては前回の人気メニューを、人気メニューというか、要望が高かったところを載せようと思っておりますし、予算枠の中で補助のほう実施していきたいと思っておりますので、人気がないメニュー間のやり取りというのは十分できると思っております。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） ウズベキスタン神楽公演に係る財源確保の状況ということでご説明申し上げます。財源確保の状況でございますけれども、6月補正予算で説明させていただいた金額に対しまして、多くの企業の皆様から神楽の魅力であったり、このウズベキスタン神楽公演事業への共感、まちを応援したいという思い、若者をともに育てていくというご支援という観点から、たくさんの企業の皆さんからご寄附の申込みのほういただいております。現状、6月議会で説明しました金額、想定を上回る金額を寄附申し込みいただいているという状況となっております。以上です。

○議長（湊俊文） 8番、沼田議員。

○8番（沼田真路） 8番、沼田でございます。ウズベキスタン公演についての関連ですけども、1人当たりの渡航費が幾らかかっているのかということをお聞きします。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 詳細な資料を持ち合わせておりませんので、細かい数字のご報告はできかねますけれども、今回補正計上するに当たった理由、原因としましては、中国との国際情勢の悪化ということで渡航ルート、そして渡航に使用する航空会社の変更というところで増

額となっておりますというところがございます。航空運賃も当初見込んでおりましたものが、いわゆる一番最安値、最も安価で安全に行けるというものを選んでおりましたけども、このたびのルート変更に伴って渡航費も大幅に増額となっております。加えて航空会社につきましても、主には持込み荷物、あるいは輸送というところに関しましては、当初予定をしておりました航空会社に比べて今回変更後には大幅にそういった輸送費も上昇しているということで、現在のところは整理をしておる次第です。以上です。

○議長（湊俊文） 沼田議員。

○8番（沼田真路） 今回280万余り補正ということなんですけども、概算で結構ですので、1人当たりの渡航費用についてお答えいただけないでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 詳細な資料がないので、ちょっと精度というところを欠く部分ありますけども、概算ということでご答弁申し上げます。まず、渡航に関してですけども、航空運賃については約倍になっているということで、当初十数万円で見えていたものが二十数万円、1人当たりなっているというご理解をいただければと思います。それから輸送費、先ほど申しました荷物の機内持込み、あるいは航空便を通じての輸送という部分で申しますと、当初は特定の航空会社で現地まで行くという予定でしたけども、経由地を挟んで航空会社2つを使って現地へ行くということになりますので、こういった荷物の輸送についても倍の輸送費がかかるというふうにご理解いただければと思います。以上です。

○議長（湊俊文） 1番、亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 今の関連ですけども、それを今回の286万の補正を加えた全体事業費について改めてお伺いします。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） この事業費全体ですけども、予算書にありますように、この伝統芸能活性化事業全体で申しますと4300万の事業ということで予算措置、あるいは国への申請というものを行ってございましたけども、これに280万円が加算となるということでご理解いただければと思います。以上です。

○議長（湊俊文） 5番、佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 5番、佐々木正之です。いろいろと物価高騰たくさんありますが、町民への周知、これをちょっと具体的にお知らせください。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 今回の補正予算につきましては、議員おっしゃいますとおり、価格高騰に対応するためということで国が緊急的に国の補正予算を組んで実施をするもの。それに対しまして、これまでの言い方でいいますと推奨メニュー分、市町のほうで、その地域の特性に合った形での支援を考えてくださいという中で実施するものと、子ども応援給付金でありますとか、あと食料品価格高騰に対するものに対する支援、そういったもの、いわゆる国のほうでこういった形でどうですかというような、いわゆるメニュー出しをさせていただいたもの。食料品の関係は、一部ちょっとニュアンスが違いますけれども、そういった形で既に国のほうでアナウンスされているというものでございます。それに対しまして、今回臨時会という、わざわざこちらにお運びいただいて議会を開催させていただいて、ここの場で議論することによって町民の皆様の方にも知っていただきたいということと、議決をされた段階で、あらゆる広

報手段を使って町民の皆さんには周知を図っていきたいというふうには考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 4番、石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 4番、石坪でございます。省エネ家電設置補助金のことについてお伺いをしたいと思いますけれども、先ほどお話がありましたけれども、事務委託料でございますけれども、令和5年に同じような事業しておられます。そのときには多分町が事業をされたというふうに思っておりますけれども、今回先ほどお話がありましたように地域エネルギー会社へ事務委託をする予定だということでございますけれども、町がノウハウをかなり持っておるので、町が事務をしてもいいのではないかとこのように思いますし、また、財源のほうが一般財200万円を使うということでございますので、町でやったほうが良いというふうに私は思いますけれども、その辺のところの見解をお願いしたいと思います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 事務の委託のことにつきましては、地域エネルギー会社に今どうかと思っているところにつきましては、地域エネルギー会社のほうが省エネ事業の推進に寄与するために設立した団体であるということも一つあります。それから現在、ゼロカーボン推進室のほうが担当部になりますけれども、事務の分散化ということも考えております。ノウハウにつきましては連携できると考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 一般財源の話がありましたので、そちらのほうについて説明をさせていただきます。今回、この事業を行うに当たりまして、いわゆる繰越明許費での実施というのを考えております。繰越明許費で実施する際には、ご存じのとおり年度を超えてしまうので、その後の精算する段階で国費、今回の事業は国100%の事業費というふうに、100%の交付金ということで、100%負担の交付金ということで考えております。一般財源をつけるかつかないかというのは市町の判断に任されておりますが、年度を超えてしまうということで、例えば金額いっぱい、今想定している金額いっぱい、さらにそれを超えるという金額になったときに改めて一般財源の措置を現年度予算でということを実施しないといけないということになりますので、前もってそういったいわゆる交付金の枠を超えた部分についても若干であれば対応ができるような形での予算組みということで、繰越し事業につきましては一般財源を措置をさせていただいております。その一般財源を当てにしてということではなくて、あくまでこれは経理上のあるべき形ということでご理解いただければというふうに思います。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑ありませんか。1番、亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 1番、亀岡です。予算書の19ページで質問いたします。広島県水道広域連合企業団負担金が3億6496万2000円の増になったということですが、この理由についてお伺いします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 水道広域連合企業団への負担金の増額理由でございますが、今回、まず国の補正予算というのが大前提として予算を策定しております。水道広域連合企業団につきましては年次計画に沿って事業を進めていただいているというふうに考えております。当面令和8年度で実施をする予定だった事業につきまして、今回、国の補正予算を活用することができるという判断から、令和7年度の補正予算で繰越しで事業として実施をされるというこ

とでございますので、それについて財源的にも対応が可能ということございましたので、今回負担金という形で、財源は一般会計出資債を活用して負担金という形で歳出予算を組ませていただいたということでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 簡単に言うと、負担金の前倒しというふうに考えてよろしいですか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 負担金の前倒しで間違いございません。財源的にもこちらのほうが有利になる可能性があるという判断の下で実施をさせていただいております。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑ありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第2号、令和7年度北広島町一般会計補正予算第6号を採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第2号、令和7年度北広島町一般会計補正予算第6号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 発議第1号 非核三原則の堅持を求める意見書の提出について

○議長（湊俊文） 日程第9、発議第1号、非核三原則の堅持を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局長。

○議会事務局長（三宅克江） 非核三原則の堅持を求める意見書(案)。非核三原則「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」は、昭和42年に当時の佐藤榮作首相が国会で表明し、昭和46年には衆議院において、この原則に言及した決議が可決されて以来、国是として位置づけられ、歴代内閣もこれを堅持してきました。また、我が国は被爆国として核兵器のない世界を希求し、平成6年以降、毎年国連に核兵器廃絶決議案を提出してきました。さらに国連の場においても、非核三原則を堅持する立場を公式に表明し、我が国及び地域の安定に一定の役割を果たしているものと考えます。しかしながら、現在、安全保障関連三文書の改定に向けた議論が与党内で開始されており、これに伴い、非核三原則の見直しを懸念する声が上がっています。核兵器を取り巻く国際情勢は一層厳しさを増しています。だからこそ非核三原則は我が国と地域の安定を築く基盤として、今後も確実に守られるべきであります。80年前、広島と長崎にもたらされた惨禍を二度と繰り返してはなりません。そのためにも被爆の実相を後世に伝えつつ、非核三原則を堅持し、核兵器のない世界の実現に向けた努力を着実に積み重ねていくことが唯一の戦争被爆国である我が国の使命でもあります。よって、国会及び政府におかれては、核兵器のない平和な世界の実現を願う被爆地の思いをしっかりと受け止め、非核三原則を堅持していくことを強く要請します。以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。令和8年1月30日、広島県北広島町議会。提出先、内閣総理大臣、外務大臣、衆議院議長、参議院議長。以上です。

○議長（湊俊文） これで意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。11番、敷本議員。

- 11番（敷本弘美） 発議第1号、令和8年1月30日、北広島町議会議長湊俊文様。提出者、北広島町議会議員敷本弘美、賛成者、北広島町議会議員亀岡純一、同北広島町議会議員坂本伸次、同北広島町議会議員中村忍、同北広島町議会議員伊藤立真。非核三原則の堅持を求める意見書の提出について。標記の議題を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。趣旨。現政権において、安全保障関連三文書の改定に向けた議論が開始されており、非核三原則の「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」の堅持の姿勢が揺らいでいるものと懸念する。被爆県として戦後一貫し、非核の姿勢を貫いてきていることから、基本となる非核三原則を見直すことは看過できません。核兵器のない平和な世界の実現を願う被爆地の思いをしっかりと受け止め、非核三原則の堅持を強く国に要請するものである。議員各位のご賛同よろしく申し上げます。
- 議長（湊俊文） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより発議第1号、非核三原則の堅持を求める意見書の提出についてを採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、発議第1号、非核三原則の堅持を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。以上で本日の日程は全部議了いたしました。会議を閉じます。これで令和8年第1回北広島町議会臨時会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 11時 14分 閉 会

~~~~~ ○ ~~~~~